



Title	The Jury System in Okinawa after World War II: Women's Jury Duty under the U.S. Occupation in the 1960s and early 1970s
Author(s)	玉井, 美香
Citation	大阪大学, 2022, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/88117">https://hdl.handle.net/11094/88117</a>
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed</a> 大阪大学の博士論文について

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 論文内容の要旨

氏名（玉井美香）	
論文題名	The Jury System in Okinawa after World War II: Women's Jury Duty under the U.S. Occupation in the 1960s and early 1970s (戦後沖縄の陪審制度：1960年代から1970年代初頭におけるアメリカ統治下での女性の陪審義務)
論文内容の要旨	
<p>この論文は、なぜ沖縄で女性が陪審員を務めることができたのか、性別の偏りのない理想的なアメリカ陪審制度が戦後アメリカ統治下の沖縄で実施された理由について考察するものである。沖縄陪審制度は陪審員に女性も含めた点で、当時としては画期的な、ジェンダー平等が実現した司法制度であった。なぜなら、本制度は連邦最高裁判所が1975年にティラー対ルイジアナ判決（女性を陪審義務から排除することは違憲であると判断された）を下す10年以上前に成立したためである。加えて特筆すべきは、このような「理想的で進歩的な」陪審制度がアメリカ統治下にあった1960年代の沖縄で導入され、実施されたことである。本稿は戦後沖縄の置かれた状況やアメリカの統治組織を検討することによって、沖縄陪審制度をアメリカ史における反証として検証する。</p> <p>本稿は全7章から成り、以下のように構成する。第1章は序章として、本研究の位置づけや先行研究を確認する。第2章ではティラー判決に至るまでのアメリカで、女性の陪審参加のあり方を先例のホイト対フロリダ判決（1961年）とともに紹介する。特に沖縄陪審制導入時の1960年代におけるアメリカでの実態を述べ、沖縄陪審制との違いを確認する。第3章は、沖縄戦から海軍軍政時代、陸軍軍政時代を経て琉球列島米国民政府（the U.S. Civil Administration of the Ryukyu Islands: USCAR）に至るまでの概略と、決して民主的とはいえない沖縄社会、さらに沖縄女性の地位について言及し、どのような社会に陪審制度が導入されたかを検証する。第4章では、陪審制度設立の議論が開始されるきっかけとなった1960年のキンセラ対シングルトン判決（国外にあるアメリカ市民も合衆国憲法修正第6条の保障する「陪審裁判を受ける権利」を奪われてはならないとする判決）を確認し、沖縄での反響及びUSCAR内部の反応を明らかにする。USCAR内では陪審制度導入に賛否両論が存在した。司法局（Judicial Department）は賛成であったのに対し、法制法務局（Legislative and Legal Department）は導入に慎重な立場を示し、ポール・W・キャラウェイ（Paul W. Caraway）高等弁務官は強く反対していた。三者それぞれの立場と、賛否の理由について検討する。第5章は沖縄陪審制度導入の直接的契機となった「イケダ事件」を検証し、USCARとワシントン陸軍当局とのやり取りを詳細に分析する。そして、陪審制度導入に最後まで断固として反対した高等弁務官キャラウェイについて、その施政方針や思想を確認した上で、最終的に陪審制度設立に至った真相を明らかにする。第6章では、沖縄で実際に行われた1965年の民事陪審裁判ステッフェス対アンダーソンをケーススタディとして取り上げ、陪審員の選定過程を分析する。そして、性別のみを理由とした忌避や女性に対する免除措置の有無を検証することによって、女性も男性と同様に陪審員を務めた事実を明らかにする。最後に、第7章は結論として本稿を総括する。</p> <p>鍵となる人物は、高等弁務官キャラウェイであった。強権政治で知られる彼が、結果的に急進的な陪審制度の設立に貢献するという逆説的な展開を引き起こす。キャラウェイは住民を厳格に統治することが最善の施策だとして、それまでの間接統治から直接統治に切り替える政策を打ち出していた。定着しつつあった沖縄人の自治権が後退するなど、彼の政治手法は「キャラウェイ旋風」と呼ばれる。琉球人を文明的に未成熟な人々とみなし、責任ある琉球政府に育て上げることが高等弁務官としての自らの使命だと考えるパトナリスティックな政治的信条をもち、それが琉球人の真の利益となると疑わなかった。それ故キャラウェイは、琉球人が陪審制度を理解して陪審員を務めることは困難であるとして制度設立に反対した。さらに、琉球政府（the Government of the Ryukyu Islands: GRI）裁判所を無視すべきではなく、現行の訴訟手続きは適切にセーフガードの役割を果たしているとして、大陪審・小陪審ともに不要であると主張した。また琉球にある2つの司法制度（USCAR裁判所とGRI裁判所）の間で混乱を生じさせるのは好ましくないと考えていた。イケダ事件が起き、陸軍当局が陪審制度設立の方向へ態度を転換した後でさえ、キャラウェイは当局からの圧力に抵抗した。陸軍副次官ハワード・E・ハウゲルド（Howard</p>	

E. Haugerud) は制度導入を反対し続けるキャラウェイに対し、「イケダ事件の上訴が審理される前に、琉球へ大陪審と小陪審を導入すべきである」と勧告したが、キャラウェイは民政府布令に記載の刑事訴訟手続きを修正することは容易ではなく、またGRI及びUSCAR裁判所間の移送問題はより複雑で手に負えない、等の理由を挙げてそれに同意しなかった。キャラウェイはGRI裁判所とUSCAR裁判所を同等とみなし、琉球人と彼らの裁判所も丁寧に取り扱うべきだと考えていた。加えて、彼は沖縄の人々を含む外国人に対する訴訟での人種差別を懸念していた。以上の理由から、キャラウェイは何としても陪審制度設立を避けようとしたのである。

キャラウェイがGRI裁判所のみならず琉球全体に配慮して沖縄統治を行っていた一方で、ワシントンDCの陸軍当局はイケダの上訴を阻止することしか念頭になかった。キャラウェイが陪審制度設立に難色を示し続けたため、陸軍は次の3点「GRI裁判所は合衆国の裁判所ではない」、「外国人には合衆国憲法上の陪審による起訴と陪審による裁判の保障は及ばない」、「琉球の陪審員は合衆国市民である必要はない」を当局の見解として示し、受け入れるようキャラウェイに迫った。そして、「合衆国憲法は陪審員にアメリカ市民であることを求めていない」と述べたのである。この解釈が陪審制度設立そのものだけでなく、女性の陪審参加も可能にする。いわば陸軍高官の間で起きた争論の結果、性別やアメリカ市民権の有無に関わりなく、琉球列島を一つの管轄権としてすべての住民に同じ規定が適用されることとなった。これによって女性は陪審裁判に従事する資格を得たのである。換言すれば、その解釈が多国籍陪審を生み出し、アメリカ人女性のみならず琉球人女性にも陪審員として従事する資格を与えた。すなわち、その解釈が沖縄陪審制度を急進的なものにしたのである。1963年3月8日、改正布令発布の3日前に行われたキャラウェイの「自治権神話」演説では、陪審制度に関する直接的な言及はないものの、琉球列島内の司法における不正や腐敗を例示し、琉球人にはまだ責任を果たせるほどの能力はないとみなす彼の思考が表れていた。琉球人が参加するような陪審制度を創設するのは自治権と同様に無謀だと考え、キャラウェイは決して制度導入に納得したわけではなかったことが窺える。このように、1960年代のアメリカ本国で連邦最高裁判所はホイト判決を維持し、連邦裁判所はブルーリボン陪審を適用していた同じ時期に、キャラウェイは皮肉にも、アメリカ国外の統治領でラディカルな陪審制度を成立させたのであった。

これに加えて、司法の民主的運営に取り組んだUSCAR高官の存在が、女性が実際に従事できる環境を整えたことを忘れてはならない。ラッセル・L・スティーブンス (Russell L. Stevens) はUSCAR司法局長でありUSCAR裁判所の判事も務めた人物で、彼は議論開始当初から陪審制度の設立を推進し、導入後は陪審員のジェンダー平等に貢献した。USCAR裁判所で審理された陪審裁判全9件のうち8件に女性陪審員が含まれており、注目すべきは琉球人女性や日本人女性も陪審員として選出され、審理に加わったことである。陪審員選定手続きでは女性の選定理由及び免除理由は適切で、公正に進められた。裁判官や弁護人は性別で区別することなく陪審候補者一人一人を尊重し、そうした姿勢が女性も男性と同等に陪審員を務めることを可能にした。こうした陪審選定を含む一連の公正な手続きは、スティーブンス判事が道を切り開いたものであった。彼は陪審裁判の重要性を説き、当初から熱心に陪審制度の設立を主張した。そして沖縄で最初の陪審裁判となったイケダ事件では裁判官を務めた。コロラド大学の海軍日本語学校で学んだスティーブンス判事は日本語が堪能で、琉球人コミュニティーの活動にも積極的に参加するなど、住民に寄り添った裁判官として沖縄でも評価されていた。彼の陪審への熱意と琉球人に対する理解が、沖縄陪審制度を理想的なものに導いたのである。

以上のように、ラディカルな陪審制度の設立及びその理想的な運用によって、戦後の沖縄で女性が陪審員として従事することを可能にした。ワシントンの陸軍当局は琉球人に無関心であったのに対し、キャラウェイ高等弁務官やスティーブンス判事は、陪審制度に対する意見が正反対であったとはいえ、琉球列島と地元の人々のために尽力しようとした。キャラウェイは皮肉にもラディカルな陪審制度を創設し、そしてスティーブンスは国外の統治領であるがゆえに連邦法の適用を考慮する必要がなく、慣例に縛られない制度の運用を全うできた。その結果、1960年代の沖縄で女性の陪審参加が実現したのである。

## 論文審査の結果の要旨及び担当者

氏名 ( 玉井美香 )	
	(職)
論文審査担当者	氏名
主査	大阪大学言語文化研究科教授 大内一
副査	大阪大学言語文化研究科教授 進藤修一
副査	大阪大学言語文化研究科講師 藤山一樹
副査	神戸女子短期大学教授 杉田米行
副査	カリフォルニア大学教授 福来寛

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、アメリカ統治下の1960年代の沖縄に、女性陪審員の参加を認める、実質的なジェンダー平等を実現した陪審制度が導入される過程と社会的背景を分析し、その意義について考察するものである。

第一章では、女性の陪審制度と沖縄の陪審制度に関する先行研究を丁寧に整理し、第二章では、アメリカ本国における女性の陪審義務の免除に関する議論の検討を行っている。第三章では、陪審制度の背景としての戦後沖縄におけるアメリカによる統治制度の整理と沖縄社会と女性の地位について検討し、第四章では、沖縄への陪審制度の導入に関する議論の契機となった1960年の連邦最高裁判決を紹介した後、沖縄への陪審制度の導入を是とする司法局長スティーブンスと導入に反対する法制法務局長クリーガー及び高等弁務官キャラウェイの意見を検討している。第五章では、沖縄への陪審制度導入の直接の契機となったイケダ事件を紹介するとともに、アメリカ政府が行った沖縄への陪審制度の導入勧告を受けて米国民政府が最終的にそれを実現したとする。第六章では、一次史料に基づき、陪審員リスト及び陪審候補者の選定過程に着目して沖縄の陪審制度を分析・整理している。そして、琉球列島に3ヶ月以上在住の読み書きができる国籍不問の21歳以上の男女が陪審員となることができる陪審制度が沖縄に導入されたと結論する。

筆者は論文執筆に際し、アメリカ議会図書館や国会図書館憲政資料室などの国内外の文書館で一次史料にアクセスしている。とりわけ第六章で用いた沖縄県公文書館所蔵の史料は昨年まで未公開であった。このような一次史料の積極的な活用は、本論文の実証性の高さを裏付けるものである。

検討が必要と思われる点は、アメリカ本国においても、事実上、女性が男性と同様に陪審員になることができない状況のなかで、なぜ占領下の沖縄に陪審制度が導入されたのかに関する説明不足が指摘される。この点については、アメリカの海外拠点における司法行政システムの観点を意識した説明などが必要であろう。また、なぜ女性も参加できたかに関する説明も、沖縄社会の女性の地位に関する状況を説明するだけでは不十分であり、アメリカ側が沖縄女性をどのように評価していたかについて深く掘り下げる必要があろう。

検討すべき点はあるものの、全体としては、アメリカ統治下の沖縄について、陪審制度と女性陪審員という二つの要素を同時に扱うことで、従来の研究の盲点となっていたテーマに光をあてた意義のある論文であると評価は揺るがない。本論文は、戦後の沖縄統治を巡るアメリカ政治史、アメリカ合衆国と沖縄社会の関係を巡る政治学や女性陪審員を巡るジェンダー学の研究者にも開かれた学際的な広がりを持つ研究でもある。また、日本における陪審裁判の再稼働のムーブメントを起こし得る重要な資料となり得るものである。

以上の観点から、論文審査委員会は全員一致で、本論文が課程博士号審査に「合格」の評価を得るに相応しいものと判断する。